

北上市告示乙第43号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、北上市の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北上市長 高橋敏彦

1 委託の内容

学校開放施設の使用料の徴収及び収納事務

- (1) 鬼柳小学校
- (2) 南中学校

2 受託者

北上市相去町高前檀27番地36

公益財団法人北上市体育協会

会長 小田島 秀 一

3 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで